

令和4年1月27日

可児市立小中学校 保護者の皆様

可児市教育委員会
教育長 堀部好彦

感染予防のための学級閉鎖等の基準について

新型コロナウイルス感染症の感染予防のための学級閉鎖等については、県ガイドラインに基づき、1月22日以降当分の間、下記のとおり対応しています。

記

1 学級、学年などの基本的な対応

- ・児童生徒の陽性が一人でも判明した場合、その児童生徒が所属する学級全員を自宅待機（学級閉鎖）とします。自宅待機の期間は6日間程度となります。
- ・学級閉鎖を行う学級が、同じ学年に複数ある場合は、その学年を学年閉鎖とします。
- ・学年閉鎖が複数ある場合は、学校全体を臨時休業とします。

2 中学校の部活動の対応

- ・陽性者が所属する部活動を休止（部員全員を自宅待機）します。
- ・学年閉鎖がある期間中は、原則として、すべての部活動を休止します。

※この対応は、保健所の業務がひっ迫しており、いわゆる「念のためのPCR検査」の実施が困難な状況にあることによるものです。

※学級閉鎖や学年閉鎖を行う場合、閉鎖する学級や学年の児童生徒全員がPCR検査の対象となるとは限りません。PCR検査の対象となる児童生徒がいる場合には、別途、連絡します。

※自宅待機をお願いするのは、陽性が判明した児童生徒が所属する学級の児童生徒全員だけでなく、感染可能期間内に陽性者と授業等を受けた者が1人でも在籍する学級の児童生徒全員を含む場合があります。

※陽性が判明した児童生徒が感染可能期間に登校等をしていない場合は、この限りではありません。